

五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱

令和7年4月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難路の交通障害を未然に防止することを目的として、既存のブロック塀等の所有者等が行う耐震改修工事又は除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、市耐震改修促進計画にて位置付けされる「地震発生時に通行を確保すべき道路」で、本市に該当する県指定第1次、第2次緊急輸送道路をいう。
- (2) 避難路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路、市教育委員会が認めた通学路（以下「通学路」という。）又は一般の通行の用に供しており、ブロック塀等が倒壊した場合において避難所へ至る経路の過半が閉塞される恐れがある道路をいう。
- (3) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）、石塀、れんが塀その他これらに類する塀及び門柱をいう。
- (4) 耐震診断 「ブロック塀の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計により行われるブロック塀等の改修をいう。
- (6) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士、又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者、若しくはこれと同等の資格を有する者をいう。
- (7) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (8) 耐震改修工事 第5号に規定する耐震改修に係る工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (9) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事（工事により生じたがれき等の処分を含む。）をいう。

(補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 緊急輸送道路及び避難路の沿道に存するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、不適合の項目があったもの。
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が80cmを超えるものであって、かつブロック塀等が3段積み以上のものであること。
- (4) 過去に、市又は、県・国の他の制度に基づく補助金等を受けて耐震改修を行っていないもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内補助対象ブロック塀等を所有し、又は所有している者の親族で、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉及び生垣等の工事
- (3) 市又は県・国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (4) 耐震改修工事の場合において、当該工事後に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しないもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事に要する工事費（除却工事を行う場合にあっては除却工事費）とし、補助対象経費の合計額は、1メートル当たりの単価80,000円を補助対象工事を行うブロック塀等の総延長に乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）又は240,000円のいずれか低い額とする。

(施工業者)

第7条 補助事業に係る施工業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者であること。
- (2) 当該工事の施工に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者であること。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施行を委託し、又は請け負わせてはならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、耐震改修工事等に関する契約の締結前に五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認ができる書類の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 住宅の所有者が申請者以外にいる場合にあっては、工事同意書（様式第3号）
- (4) 代理申請の場合にあっては、委任状（様式第4号）
- (5) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第5号）
- (6) 最新の固定資産税納税通知書又は固定資産税課税明細書若しくは建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者等を確認できる書類
- (7) 最新の市税等に滞納がないことの証明書
- (8) 工事見積書（内訳明細の付いたもので耐震改修に要する経費がわかるもの。）
- (9) 案内図、配置図、平面図及び耐震改修計画等工事概要がわかる図面
- (10) 耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助対象者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業変更承認申請書（様式第8号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受

けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出しその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にあっては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 規則第19条本文の規定により市長の承認を受けずに財産を処分したことにより収入があった場合においては、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

- 第12条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）又は施工業者等に報告を求め、実地調査を行うことがある。
- 2 規則第10条第1項の規定による報告は、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業遂行状況報告書（様式第10号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

- 第13条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業完了（廃止）実績報告書（様式第11号）を市長に提出し現場確認を受けるものとする。
- 2 前項の完了報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
 - (3) 工事写真（補助対象工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの。）
 - (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを、工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の12月28日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により当該補助決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助決定者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助決定者に指示するものとする。

（補助金の請求等）

第15条 補助金の請求は、第14条第1項の通知を受けた後において、五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。
- 3 補助金は、口座振替により交付する。

（処分の制限を受ける期間）

第16条 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間（耐震改修工事の場合に限る。）は、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

- 2 前項に定める期間において、補助決定者は、市長から補助金の交付を受けたブロック塀等の管理状況の報告を求められたときは、市長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。